

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第217号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「深草，醍醐福祉事務所」を「深草福祉事務所」に改め，同条第2号中「伏見福祉事務所」を「伏見，醍醐福祉事務所」に改める。

第2条第1項中「深草，醍醐福祉事務所」を「深草福祉事務所」に，「伏見福祉事務所」を「伏見，醍醐福祉事務所」に改め，同条第3項の表上京，洛西福祉事務所支援保護課の項中「上京，」を削り，同表北，中京，東山，西京，深草福祉事務所支援保護課の項中「北」の右に「，上京」を加え，同表醍醐福祉事務所支援保護課の項を削り，同表左京，下京福祉事務所保護課の項中「左京，」を削り，同表山科，右京福祉事務所保護課の項中「山科，右京福祉事務所保護課」を「左京，山科，右京，醍醐福祉事務所保護課」に改め，同表南，伏見福祉事務所保護課の項を次のように改める。

南 福 祉 事 務 所 保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長
伏 見 福 祉 事 務 所 保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長

第2条第5項の表支援保護課保護第三係長の項を削り，同表保護課保護第五係長の項の次に次の1項を加える。

保 護 課 保 護 第 六 係 長	保 護 課 保 護 第 六 係 長
-------------------	-------------------

第6条中「伏見福祉事務所」を「伏見，醍醐福祉事務所」に改める。

第7条中「深草，醍醐福祉事務所」を「深草福祉事務所」に改める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)